

## 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関連3条例等の概要

(仮)岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(仮)岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(仮)岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(仮)岩見沢市保育の必要性の認定に関する規則

## 趣旨

子ども・子育て支援法、同法施行規則の制定及び、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定による、児童福祉法の改正に伴い、国で定める基準を踏まえ、所定の条例整備を行う。

## 改正の内容

<制定にあたっての考え方>

●特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準については、国が定める基準(省令)に一部上乘せすべき特段の事情がないと判断し、基準省令どおりとする。

(根拠法令: 子ども・子育て支援法第34条第2項及び同法第46条第2項)

【従うべき基準】

特定地域型保育事業に係る利用定員、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの

【参酌すべき基準】

定員を上回る利用申込があった場合の選考方法などを規定する利用開始に伴う基準、利用者負担の徴収方法や施設の管理・運営に関する基準などの上記を除く事

<制定にあたっての考え方>

●家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、国が定める基準(省令)を踏まえ、利用児童の安全性及び保育現場の透明性を確保するため、保育従事者の資格要件及び職員の配置に、一部上乘せ(制限)を設けることとする。

(根拠法令: 改正児童福祉法第34条の16第1項及び第2項)

【従うべき基準】

家庭的保育事業等に従事する者及びその員数並びに、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの【参酌すべき基準】保育室の面積や附帯設備などに関する設備基準、事業者が内部で定めなければならない重要事項に関する基準などの上記を除く事項

<制定にあたっての考え方>

●放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、国が定める基準(省令)を踏まえ、市が条例を制定する。

(根拠法令: 改正児童福祉法第34条の8の2第1項)

●市が放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の条例の制定にあたっては、国(省令)が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い定める。

(根拠法令: 改正児童福祉法第34条の8の2第2項)

【従うべき基準】

放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数【参酌すべき基準】専用区画や面積などの設備に関する基準、開所日数や時間などの運営に関する基準などの上記を除く事項

<制定にあたっての考え方>

●子ども・子育て支援法の制定に伴い、法第19条第2号及び第3号の認定を行う際に必要とされる、1ヶ月あたりの保護者の就労時間の下限及び保育の必要性を認める事由を定める。

また、併せて、これまで運用の範囲としていた、入所を優先させる事由について規則で定める。

(根拠法令: 子ども子育て支援法第1項第2号並びに同法施行規則第1項及び第10号)

## 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日(平成27年4月1日予定)とする。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日とする。

子ども・子育て支援法の施行の日(平成27年4月1日予定)とする。

## 専門部会での主な意見

○市の基準案どおり

国が示している基準と同様とし、特段岩見沢市独自の基準は設けない

○市の基準案どおり

- ①小規模保育事業A・B型、事業所内保育事業の対象年齢  
→5歳まで拡大
- ②家庭的保育事業、小規模保育事業C型、小規模型事業所内保育事業の保育従事者  
→家庭的保育補助者の設置を義務付け
- ③家庭的保育者・家庭的保育補助者の資格要件  
→家庭的保育者は保育士とし、家庭的保育補助者は育児経験のあるものを要件とする。

○基準として条例に盛り込むもの以外の意見として

- ①家庭的保育補助者の研修内容の充実、適正を見極める体制作り。
- ②事業実施後の適正な運営の確認方法など策定する必要があるとのご意見をいただきました。

○市の基準案どおり

- ①1単位40名の児童数  
→公設・民間も含め、一律実施することは難しいため、経過措置を設ける。

○基準として条例に盛り込むもの以外の意見として

- ①時間延長、障がい児対応、学年拡大の課題については、優先順位を付けず、財政状況を踏まえながら、取組を検討していく。

○市の基準案どおり

- ①保育の必要性の事由  
→「保護者の高齢」を追加
- ②保育の必要量の区分を決定する就労時間の下限  
→「64時間」を下限
- ③利用調整を行う際の優先事由  
→「保護者の出産や母子入院に伴い退所した児童の再入所」を追加